

研究開発を支援する税制について

(平成24年度：農林水産省関係)

○ 国税(所得税、法人税)

- I 試験研究費の総額に係る税額控除制度
- II 特別試験研究に係る税額控除制度
- III 中小企業技術基盤強化税制
- IV 試験研究費の増加額に係る税額控除制度等
- V 技術研究組合関係の特例
 - 1 賦課金の試験研究費への算入
 - 2 試験研究用固定資産の圧縮記帳(法人税のみ)

<恒久措置>

<恒久措置>

<恒久措置>

<時限措置>

<恒久措置>

<時限措置>

○ 国税(所得税、法人税)

I 試験研究費の総額に係る税額控除制度

青色申告書を提出する個人又は法人^{注1}は、各事業年度において試験研究費を支出した場合、その年度分の試験研究費総額に8~10%(下表参照)の税額控除率を乗じた金額を所得税額又は法人税額から控除できる。

当該制度については、下記II及びIVとの併用が可能。なお、IIと合わせた控除税額の上限は、当該事業年度の所得税額又は法人税額の20%まで^{注2}となる。また、控除税額の上限を超えた分については、試験研究費が前年度より増加した場合、翌1年間に限り^{注2}、繰り越して税額控除できる。

| 試験研究費割合 ^{注3} | 税額控除率 |
|-----------------------|-------------------------|
| 試験研究費割合 \geq 10%の場合 | 10% |
| 試験研究費割合 $<$ 10%の場合 | 試験研究費割合 \times 0.2+8% |

(注1)「中小企業者等」は、当該制度又は下記IIIのいずれかを選択して適用できる(重複適用は不可)。

(注2)平成21年度から平成23年度までの間に開始する各事業年度に限り、控除税額の上限を30%に拡充。また、平成21・22年度において超過する部分は、平成23・24年度へ繰越可。その場合、平成23・24年度の上限は法人税額の最大30%になる。

(注3)試験研究費割合=当該事業年度の試験研究費の額 \div 当該事業年度を含む過去4年の平均売上金額。
※例えば、試験研究費割合が5%の企業の場合、税額控除割合は9%(=5% \times 0.2+8%)

[創設時期：平成15年4月1日、適用期限：なし]

[根拠：租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9]

恒久措置

II 特別試験研究に係る税額控除制度

特別試験研究費とは、国の試験研究機関又は大学と共同して、またはそれらに委託して実施する共同研究・委託研究に係る試験研究費等のことである。

青色申告書を提出する個人又は法人は、各事業年度において特別試験研究費を支出した場合、その年度分の特別試験研究費総額に12%の税額控除率を乗じた金額を所得税額又は法人税額から控除できる。

当該制度については、上記Iとの併用が可能であり、Iと合わせた控除税額の上限は、当該事業年度の所得税額又は法人税額の20%まで^注となる。なお、控除税額の上限を超えた分については、試験研究費が前年度より増加した場合、翌1年間に限り^{注1}、繰り越して税額控除できる。

(注)平成21年度から平成23年度までの間に開始する各事業年度に限り、控除税額の上限を30%に拡充。

また、平成21・22年度において超過する部分は、平成23・24年度へ繰越可。その場合、平成23・24年度の上限は法人税額の最大30%になる。

[創設時期：平成15年4月1日、適用期限：なし]

[根拠：租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9]

恒久措置

Ⅲ 中小企業技術基盤強化税制

青色申告書を提出する「中小企業者等」は、各事業年度において試験研究費を支出した場合、その年度分の試験研究費総額に12%の税額控除率を乗じた金額を所得税額又は法人税額から控除できる。

当該制度については、下記Ⅳとの併用が可能である。なお、当該制度の控除税額の上限は、当該事業年度の所得税額又は法人税額の20%^{注1}までとなる。また、控除税額の上限を超えた分については、試験研究費が前年度より増加した場合、翌1年間に限り^注、繰り越して税額控除できる。

(注)平成21年度から平成23年度までの間に開始する各事業年度に限り、控除税額の上限を30%に拡充。
また、平成21・22年度において超過する部分は、平成23・24年度へ繰越可。その場合、平成23・24年度の上限は法人税額の最大30%になる。

[創設時期：昭和60年4月1日、適用期限：なし]
[根拠：租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9]

恒久措置

Ⅳ 試験研究費の増加額に係る税額控除制度等

上記Ⅰ又はⅢにおいて、青色申告書を提出する個人又は法人は、次の(1)又は(2)の措置を選択適用できる。

(1)適用期限までに開始する事業年度分の試験研究費の額が比較試験研究費の額(直近3事業年度の試験研究費の平均額)を超え、かつ、基準試験研究費の額(直近2事業年度の試験研究費の額のうち最も多い事業年度の試験研究費の額)を超える場合、比較試験研究費の額を上回る試験研究費の額(増加額)に5%の税額控除率を乗じた金額を、追加的に所得税額又は法人税額から控除できる。

(2)適用期限までに開始する事業年度分の試験研究費の額が当期を含む過去4年間の平均売上金額の10%を超える場合には、その超える部分の金額に税額控除率^注を乗じた金額を、追加的に所得税額又は法人税額から控除できる。

(注)税額控除率=(試験研究費割合-10%)×0.2
試験研究費割合=当該事業年度の試験研究費の額÷当該事業年度を含む過去4年の平均売上金額

当該制度の控除税額の上限については、上記Ⅰ又はⅢの控除税額の上限とは別に、当該事業年度の所得税額又は法人税額の10%までとなる。

当該制度については、下記の適用期限までの時限措置である。

[創設時期：平成18年4月1日、適用期限：平成24年3月31日までの間に開始する事業年度]
[根拠：租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9]

時限措置

Ⅴ 技術研究組合関係の特例

1 賦課金の試験研究費への算入

技術研究組合の組合員は、組合の事業に要する経費として賦課された費用(技術研究組合法第9条第1項)を上記Ⅰ、Ⅲ及びⅣの試験研究費の額として損金の額に算入できる。

[創設時期：昭和42年6月1日、適用期限：なし]
[根拠：租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9]

恒久措置

2 試験研究用固定資産の圧縮記帳(法人税のみ)

技術研究組合は、賦課金(技術研究組合法第9条第1項)をもって取得又は製作した試験研究用固定資産について1円まで圧縮記帳でき、減額した金額に相当する額を損金の額に算入できる。

当該制度については、下記の適用期限までの時限措置である。

時限措置

[創設時期：昭和36年5月20日、適用期限：平成25年3月31日までに開始する事業年度]
[根拠：租税特別措置法第66条の10、第68条の9]

問い合わせ先

農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室産学連携調整班
代表：03-3502-8111(内線:5897)、直通：03-6744-7043